

「霧島市ふるさと創生総合戦略」の推進に係る現状と課題等に関する整理表

平成28年度末(平成29年3月31日)現在

総合戦略の該当箇所					関連事業		総合戦略と関連事業の整理			
No	基本目標	基本的な方向性	具体的な施策	想定される取組	関連事務事業等	担当課名	現状と課題		今後の方針等	備考
							現状	課題		
1	I	①「強み」を活かした企業の誘致「連携」から創造する産業育成	①企業誘致強化プロジェクト	・企業の動向・ニーズの把握など情報収集の強化	企業誘致対策事業	商工振興課	県などの関係機関と連携を図り、企業情報を収集し、工場用地の紹介並びに補助金制度をPRし、企業誘致活動を展開している。	関係機関と連携を図り、企業の設備投資等の状況把握について、常にアンテナを張っておく必要がある。	引き続き、関係機関と密接に連携するとともに、企業情報の収集を図り、積極的な企業誘致活動を行う。	
2	I	①「強み」を活かした企業の誘致「連携」から創造する産業育成	①企業誘致強化プロジェクト	・受入環境を整えるための用地の調査や確保への取組	企業誘致対策事業	商工振興課	県の所有する団地はあるが、本市の所有する分譲可能な工業団地は少ない状況にある。	企業から工業団地の問合せがあった際、紹介できる工業団地が少ない。また、本市の所有する団地がないと、近隣市町村との競争時に不利である。	企業が立地しやすい環境の工業団地の場所の選定・整備を進める。	
3	I	①「強み」を活かした企業の誘致「連携」から創造する産業育成	①企業誘致強化プロジェクト	・進出環境を整えるための土地取得や設備投資及び地元雇用を促進するための制度拡充	企業立地支援事業	商工振興課	土地取得及び雇用促進に対する補助金に加えて、設備投資に対する補助制度を創設するなどの制度拡充を図った。	企業のニーズに沿った制度の拡充について、状況に応じ検討する必要がある。	事業の対象業種や補助内容等について、必要に応じ見直しを行う。	
4	I	①「強み」を活かした企業の誘致「連携」から創造する産業育成	①企業誘致強化プロジェクト	・立地企業との連絡調整や企業間の交流機会の充実	企業誘致関係各種協議会等参画事業	商工振興課	霧島市の誘致企業等相互の情報交換や相互協力、異業種間の交流等を図るため、年1回、市主催で誘致企業等交流会を開催している。	市主催の誘致企業等交流会への参加企業数については、誘致企業の4割程度であり、参加企業を増やす必要がある。	霧島市誘致企業等交流会については、内容を工夫するとともに、企業訪問時に交流会への参加を周知し、多くの誘致企業の参加のもと、企業間の交流を図る。	
5	I	①「強み」を活かした企業の誘致「連携」から創造する産業育成	②地場産業・新規創業への支援	・創業支援センターと創業支援ネットワーク参加団体による一体となった創業支援	—	商工振興課	創業希望者に対する相談窓口として、創業支援センターを商工振興課内に設置しており、創業に関する相談件数は年々増加している。	創業支援センターを設置し、創業希望者が抱える様々な悩みを市の窓口で対応することとしているが、市役所には専門職員は不在であり、また、複式簿記等の経理関係についても知識がないことから、相談内容に応じた十分な対応ができる状況ではない。	現体制の創業支援センターでは、関係機関の紹介など、その支援内容は限定的である。そのため、創業支援ネットワークに参加いただいている関係団体等との連携をこれまで以上に密にし、創業希望者への適切なアドバイスや情報提供及び関係機関の紹介などを円滑に行えるよう体制の強化が必要である。	
6	I	①「強み」を活かした企業の誘致「連携」から創造する産業育成	②地場産業・新規創業への支援	・中小零細企業の活性化を図るための振興会議の創設	商工業振興総務管理事務事業	商工振興課	中小零細企業振興条例に基づき、振興会議を設置している。平成28年度までに6回の会議を開催し、中小零細企業に対する支援策などについて意見をいただいた。	振興策について様々な意見をいただき、実践可能な事業から順次取り組みを進めていきたいところであるが、限られた予算の中で新たな事業に取り組める程の予算額を確保することが大変難しい。	平成29年度において、提言書を取りまとめる。年次的に、事業の振返りや新規事業についての意見をいただく。年3回程度の振興会議を開催する。提言書の作業部会も3回程度開催する。	
7	I	①「強み」を活かした企業の誘致「連携」から創造する産業育成	②地場産業・新規創業への支援	・地場産業の活性化と新規創業を支援する制度の創設	新規創業・第二創業促進支援事業	商工振興課	平成28年度は、平成27年度事業の経過措置分として、登録空き店舗を活用した新規創業者に対する家賃補助制度を実施した。	補助制度の利活用者の増及び事業の継続が課題。補助制度が、創業後1年間の助成を予定しているため、予算執行上、単年度ごとに補助金交付決定を行い補助を実施している。また、平成28年度は新規創業者分の予算を獲得出来ず、平成27年度からの経過措置者分のみ支援にとどまっていることから、新規創業者支援策が停滞している。支援策の継続した実施が必要である。	単年度の事業実施では事業効果を十分得られないことから、次年度以降の実施においては、制度周知を十分行うなど事業実施の改善を図る。	
8	I	①「強み」を活かした企業の誘致「連携」から創造する産業育成	②地場産業・新規創業への支援	・ハローワークとの連携による人材確保、育成支援	—	商工振興課	鹿児島労働局と雇用対策協定を締結し、連携して雇用対策に取り組んでいる。	有効求人倍率が1.00倍を超え、雇用の確保が難しくなっている。	ハローワークをはじめ、関係機関と更なる連携強化を図る。	
9	I	①「強み」を活かした企業の誘致「連携」から創造する産業育成	③新産業の創出	・鹿児島工業高等専門学校及び第一工業大学等における共同研究・開発の促進	—	—	各教育機関における民間事業所と連携した研究・開発について、支援は行っていない。高等教育機関と市で包括連携協定を締結している。	新産業の創出について、総合戦略において位置づけられていることから、今後何らかの取り組みが必要。	民間事業所との研究・開発経費に資金援助の要望がある。行政の関わり方について検討が必要。	
10	I	①「強み」を活かした企業の誘致「連携」から創造する産業育成	③新産業の創出	・かごしま産業支援センター、鹿児島工業技術センターとの連携	—	商工振興課	企業からの要請に応じて、かごしま産業支援センター、鹿児島工業技術センターを紹介している。	新産業の創出に向けて連携ができていない。	新産業創出に向けた連携について検討が必要。	
11	I	①「強み」を活かした企業の誘致「連携」から創造する産業育成	③新産業の創出	・企業間の交流・連携強化による新商品・技術開発、販路開拓等の推進	—	商工振興課	現在、企業間連携の事業について、特別な取組は行っていない。	市内の企業情報を把握しきっておらず、企業間連携検討に対し必要な情報提供が十分に行っていない。	市内企業の情報収集等を行い、企業間連携に対して必要な情報提供が出来る体制の構築が必要。	
12	I	②「強い」農林水産業の育成「稼ぐ」農林水産業の創造	①農林水産業の経営基盤強化	・ほ場整備や農地集約による生産現場の強化	農地中間管理事業	農政畜産課 耕地課 農業委員会	ほ場整備については、県営事業などを活用し進めている。農地集約については、農地中間管理機構事業等により推進を図っている。	農地中間管理事業により農地の集約等を行っているが、取り組み集落、団体等が少ない。	引き続き県営事業の活用や農地中間管理事業により農地の集約化を図る。	
13	I	②「強い」農林水産業の育成「稼ぐ」農林水産業の創造	①農林水産業の経営基盤強化	・新規就農や経営能力を高めるための支援	青年就農給付金事業 林業就労改善推進活動支援事業	農政畜産課 林務水産課	(農) 農業従事者の減少・高齢化が進んでいるため、関係機関等が連携して、新規就農相談への対応や青年等就農計画の作成支援、青年就農給付金制度を始めとする各種補助事業・制度資金の導入支援を行っている。 (林) 就労支援として「緑の雇用」等、国庫補助事業等の導入を促すとともに、市独自で経営向上に向けた支援を行っている。 (水) 水産業へのソフト・ハード面での経営支援に努めているが、台風等の自然災害の影響を受けやすいことに加え、全国的な燃油高騰や魚価安等により経営環境も厳しいことから、新規就農者が確保できない状況にある。	(農) 農業従事者の減少・高齢化に歯止めがかからないため、新規就農者の確保・定着のための支援をさらに強化していく必要がある。 (林) 林業就業者の高齢化や減少に加え、林業は全産業分類の中で最も労働災害発生率が高いことから、林業従事者の福利厚生充実、技術、技能の向上及び労働安全衛生対策の更なる充実を図る必要がある。 (水) 水産業従事者の減少や経営環境の悪化により生産量も減少傾向にあることから、協業化や複合経営の推進により所得向上を図り、新規参入を促す必要がある。	(農) 関係機関等との連携を強化し、新規就農者の確保・定着のための支援を強化する。 (林) 森林施業プランナー等の実践力向上を支援することにより、経営能力を高め、就業者の処遇の向上につなげていく。 (水) 水産業の経営改善に必要な支援を行い、就業者の所得拡大や雇用管理体制の充実により、人材育成や新規就労等の確保を図る。	

総合戦略の該当箇所					関連事業		総合戦略と関連事業の整理			
No	基本目標	基本的な方向性	具体的な施策	想定される取組	関連事務事業等	担当課名	現状と課題		今後の方針等	備考
							現状	課題		
14	I	②「強い」農林水産業の育成「稼ぐ」農林水産業の創造	①農林水産業の経営基盤強化	・林業・水産業分野における労働力の確保	林業就労改善推進活動支援事業	林務水産課	(林)森林が成熟し、皆伐が増加しており、市も県・森林組合と連携して、再造林の推進に努めているが、森林整備の主体となる森林組合等林業事業者の労働力も、高齢化等により減少しており、実施すべき施策量に対して労働力が不足している。 (水)水産業へのソフト・ハード面での経営支援に努めているが、台風等の自然災害の影響を受けやすいことに加え、全国的な燃油高騰や魚価安等により経営環境も厳しいことから、水産業就業者が減少傾向にある。	(林)林業における担い手を確保するため、現場技能班員の新規雇用の促進、高効率作業班の育成を図り、魅力ある雇用の場を創出する必要がある。 (水)協業化による共同利用機器導入や経営改善を図るとともに「獲る漁業」だけでなく「育てる漁業」への転換を進めることにより、漁業収入の向上を図る必要がある。	(林)林業技術研修への参加や社会保険・退職金への加入促進により、林業技術者就労条件を改善するとともに、高効率作業班の育成に努めるなど、林業労働力の確保に向けた取組を推進する。 (水)持続可能な強い漁業経営を確保するために、引き続きコストの削減に努めるとともに、また、養殖業の着業化を進め、漁業収入の向上を図るための研究、PRの支援を行う。	
15	I	②「強い」農林水産業の育成「稼ぐ」農林水産業の創造	①農林水産業の経営基盤強化	・教育機関との連携による担い手育成と学習機会の充実		農林水産政策課 農政畜産課 林務水産課	現在のところ教育機関との連携はできていない。	新規就業者等が何を求めている、どの教育機関とどのように連携を図るかの検討を行う組織を立ち上げる必要がある。	庁内の関係機関と協議および新規就業者等へのニーズ調査を行う。	
16	I	②「強い」農林水産業の育成「稼ぐ」農林水産業の創造	②農林水産業の稼ぐ力向上プロジェクト	・霧島市の農林水産物等推奨品認証制度の確立		農林水産政策課 農政畜産課 林務水産課	まずは市内の物産館に出荷している農林水産物について物産館の長が推薦するものから本制度を実施する方向で準備を進めており、各物産館の長へは制度の趣旨を説明し理解を得たところである。(認証ロゴマーク、推薦基準等については作成済み)	出来るだけ多くの生産者に取り組みでもらえるよう広く制度の周知を図るとともに、品物を購入する方々(市内外)へのPRも重要となる。また、物産館に出荷している農林水産物について、物産館の長が推薦するものから制度を開始することとしているが、今後制度をどのように広げていくか検討が必要である。	庁内の関係機関や関係団体と連携しながら、本制度の目的である霧島産の農林水産物として認知が高まるよう事業を推進していく。	
17	I	②「強い」農林水産業の育成「稼ぐ」農林水産業の創造	②農林水産業の稼ぐ力向上プロジェクト	・JAや漁協、企業、教育機関等との共同研究による新商品・新産品等の開発や販路拡大		農林水産政策課 農政畜産課 林務水産課	福山町漁協においてはイワガキ、錦江漁協についてはアサリの養殖に取り組んでいる。市は施設整備の補助を行っており、ようやく生産出荷が可能な段階に至ったところである。また、JAと第一工業大学との産学連携によって、霧島市産のしいたけや霧島茶を原料とした「霧島さんちのグラノーラ」が開発され、販売を開始したところである。	産学官や農商工連携など、様々な業態や業種とのネットワークを築き、供給体制・加工ルート・ブランド化・パッケージ・流通ルート・販路など総合的に推進する必要がある。また、現在ブランド化に向け取組を行っているアサリやイワガキは各漁協で漁業権を取得し、養殖技術は確立されつつあるが、生産規模が零細であり、ブランド化するためには、更なる生産拡大を図る必要がある。	GAP(農業生産工程管理)取得やブランド化など農林水産物の付加価値向上の取得を推進するとともに、6次産業化や農商工、産学官の連携などにより、市場ニーズにあった新商品の開発、効果的なPR、販路拡大の取組を実施していく。 また、現在ブランド化に向け取組を行っているアサリやイワガキについては、生産技術の普及や必要となる生産基盤の整備に努め、生産規模の拡大、生産量増加を促進する。	
18	I	②「強い」農林水産業の育成「稼ぐ」農林水産業の創造	②農林水産業の稼ぐ力向上プロジェクト	・物産館などと連携したイベント開催などによるPRの実施	霧島産物等PR事業	農政畜産課	霧島農林水産物認証マークを作成した。地産地消をPRするために農産物産地めぐりツアーや農家と市内飲食店を結びつけるマッチングツアーを実施した。	イベントが単発になりやすく、計画的な取り組みが必要である。規模はともかく長くPR展開を継続すること、豊かな農産物というイメージ確立が必要である。	シティプロモーション推進Gと庁内の関係課間の連携を深めイベント推進に向けた議論を深めていく。	
				・水産まつり開催事業	水産まつり開催事業	林務水産課	水産まつりを開催し、水産物のPR、魚食の啓発、漁協や市内水産会社による魚介類や水産加工品の販売を行っている。	水産まつりの定期的な開催と魚食の啓発等により、消費拡大が必要である。	関係団体と連携し、水産業振興に効果的なイベント開催・PR展開に向けて検討を行う。	
19	I	②「強い」農林水産業の育成「稼ぐ」農林水産業の創造	②農林水産業の稼ぐ力向上プロジェクト	・ジェトロとの連携強化による海外輸出の促進		農政畜産課	国産茶輸出拡大等促進支援事業(国直轄)等による事業を実施した。ジェトロとの意見交換会の開催や研修会を実施した。海外輸出に対応した霧島茶パンフレットを作成した。	茶については、輸出相手国の農業使用基準が国ごとに違うため、取り組みが難しく有機栽培茶が輸出の中心となっている。海外輸出は、個人では手続きの関係など難しい問題が多い。	輸出に向けた取り組みを推進するため、国、県等の関係機関と情報を共有し、農家へ繋いでいく。	
20	II	①I・J・U移住天国霧島魅力増進計画	①おじゃんせ霧島PRプロジェクト	・空港所在地である強みや自然・温泉・食などを活かした、動画配信ツール等によるPRの展開		霧島PR課	観光課や観光協会、農政畜産課等がそれぞれPR活動を行っている。	市全体のコンセプトにもとづいた一体的な情報発信が出来ていない。	地方創生戦略プランにもとづき、一体的なプロモーションを行うため、庁内横断的な情報共有を行い、ターゲットを意識した戦略的な情報発信の強化を図る。	
21	II	①I・J・U移住天国霧島魅力増進計画	①おじゃんせ霧島PRプロジェクト	・「人から人へ」のロコミ情報発信による「人から人へ」のロコミ情報発信		秘書広報課	霧島ふるさと会を開催。	ロコミ情報発信に繋がる具体的な施策がない。	都市部の情報発信施設の積極的な活用や、HP、フェイスブック等を介したPRの推進。	
22	II	①I・J・U移住天国霧島魅力増進計画	①おじゃんせ霧島PRプロジェクト	・官民一体となったシティプロモーションの展開		霧島PR課	霧島市のファンを増やし、官民一体となってまちの魅力を磨き、発信するため、妻め合うまちがコンセプトの「クリシマイスター制度」を実施している。	クリシマイスター制度のさらなる周知を図り、より多くの市民の参画によるシティプロモーションの推進が必要である。	クリシマイスターの定着化を図る中で、市民参加型の情報発信の強化や、まちづくりに参加するキーマンの育成・ネットワーク化等に取り組み、交流人口及び移住人口の増を目指す。	
23	II	①I・J・U移住天国霧島魅力増進計画	②おじゃんせ霧島支援プロジェクト	・移住希望者へのやさしい、きめ細やかな相談体制の確立	霧島ふるさと総務管理事務事業	地域政策課	平成18年7月にI・J・Uターン者の移住・交流を促進するため、ワンストップ相談の専門窓口を設置し、年間400件を超える移住希望者の相談(電話・メール・来庁)に応じている。	移住希望者からは、「仕事」と「住宅(空き家)」をはじめ、「子育て環境(支援)」、「ネット環境など」に関する相談内容が多い。これに対して、積極的な紹介ができていない。	本市では、移住者自身による住宅取得等に対し、支援制度(補助金)の継続や積極的な情報発信に努める一方、具体的な相談については、備考欄の関係課等との連携を密にする。	
24	II	①I・J・U移住天国霧島魅力増進計画	②おじゃんせ霧島支援プロジェクト	・空き家を活用した補助事業や移住定住促進事業の継続による支援	移住定住促進補助事業	地域政策課	本市への移住者に対し、住宅取得(新築及び中古購入)や増改築、賃貸等の支援を行うことにより、中山間地域の活性化を図るとともに、市全域における人口増対策、空き家の有効活用が図られている。	移住希望者の多くは、空き家の購入や賃貸といった安い物件を望んでおり、特に中山間地域には多くの空き家が存在するが、所有者自身の有効活用に対する意識が低い。(譲渡する気がない、よそ者を受け入れないなど有効活用の意識が低い。)	自治会長や地域住民等と連携を図りながら、空き家所有者に直接、「空き家バンク」への登録を促進する。また、移住希望者(空き家利用希望者等)に対し、民間の不動産事業者等と連携を図りながら、空き家の情報提供を行う。	
25	II	①I・J・U移住天国霧島魅力増進計画	②おじゃんせ霧島支援プロジェクト	・観光などを目的とした宿泊滞在から移住に繋げるための取組	移住体験研修事業(移住PR・体験事業)	地域政策課	年1～2回ではあるが、2泊3日の移住体験研修事業(農業体験や既移住者宅訪問など)を実施している。	観光客に対し、本市が移住を推進していることの情報発信ができていない。	観光客の宿泊滞在先は、ホテル・旅館等が多いが、民泊等により移住につながるよう関係課と連携を図る。	
26	II	①I・J・U移住天国霧島魅力増進計画	②おじゃんせ霧島支援プロジェクト	・農業体験など受入れ体制の確立に向けた取組	移住体験研修事業(移住PR・体験事業)	地域政策課	年1～2回ではあるが、2泊3日の移住体験研修事業(農業体験や既移住者宅訪問など)を実施している。	農業体験といっても「稲刈り体験」や「しいたけ駒打ち体験」等のちよつとした体験のみである。(2～3時間)就農希望者に対応可能な本格的なメニューの設定など、移住希望者の就業体系に応じた受け入れ先を把握する必要がある。	農家民泊ができる農家を発掘するため、関係課と連携を図る。市主催による移住体験研修事業ではなく、NPO等民間団体に実施してもらえよう取組を推進する。	
27	II	①I・J・U移住天国霧島魅力増進計画	②おじゃんせ霧島支援プロジェクト	・官民協働による新たな移住定住施策の展開		地域政策課	ボランティアで移住希望者のサポートをしていただける民間の不動産事業者がいる。お互い協力しながら空き家等物件情報の提供を行っている。	官民協働による移住者支援業者は1件だけである。	NPO等民間団体との協力体制の整備を図る。	

総合戦略の該当箇所					関連事業		総合戦略と関連事業の整理				
No	基本目標	基本的な方向性	具体的な施策	想定される取組	関連事務事業等	担当課名	現状と課題		今後の方針等	備考	
							現状	課題			
28	Ⅱ	②感動を生み出す霧島流「五感再生ツーリズム」	①五感に響く観光資源の発見と価値の創出	・五感を切り口にした霧島の資源や素材の掘り起し	マスコミを利用した広告事業 観光宣伝事業	観光課	1市6町が合併して以来、それぞれが持つ観光資源を引き続き活用しながら、特に霧島の自然や温泉を主に観光客誘客に努めている。	温泉や自然景観等を目的とした観光客が多く、思うように観光資源の新たな掘り起しが進んでいない。	新たな需要創造で観光客を増やし、リピーターや口コミを醸成させるためにも、新たな価値づくりに取組むとともに、潜在している観光資源の掘り起しに努める。		
29	Ⅱ	②感動を生み出す霧島流「五感再生ツーリズム」	①五感に響く観光資源の発見と価値の創出	・着地型(体験型)の観光メニューや観光ルートの構築	観光関係各種協議会等参画事業	観光課	「霧島高原自然体験ツーリズム協議会」による体験メニューを中心に体験型の観光メニューを構築している。	観光客の多様化するニーズに対応できていない部分がある。	体験や着地型の旅行志向が高まる中、豊かな観光資源を生かし、体験、学習、健康志向型など、様々なニーズにあった商品の企画・提案が必要である。		
30	Ⅱ	②感動を生み出す霧島流「五感再生ツーリズム」	①五感に響く観光資源の発見と価値の創出	・新しい霧島の地域ブランド「五感再生ツーリズム」を創出	森林セラピー推進事業 観光宣伝事業	観光課	森で過ごすことによる癒し効果を体験できる森林セラピーロードを市内4箇所にコース設定している。市主催の大会を年2回実施し、市森林セラピーガイドクラブがガイド案内をするなど観光客誘客に取り組んでいる。	森林セラピーロードを案内するセラピーガイドの数が少なく、体験したい人への十分な対応が取れていない。	地域の特色を生かした観光資源の開発と霧島で採れる素材を生かした食の開発や森林セラピーガイドの養成・スキルアップが必要である。		
31	Ⅱ	②感動を生み出す霧島流「五感再生ツーリズム」	①五感に響く観光資源の発見と価値の創出	・各種大会やイベントなどコンベンション誘致の推進と拡大	スポーツ団体誘致 歓迎実行委員会運営事業	霧島PR課	現在はスポーツ団体へのキャンプ、合宿等の誘致セールスを展開し、市の活性化と観光客の誘客を図っている。	スポーツ団体の要求する施設や設備等、受入態勢の整備・充実を早急に行う必要がある。	市場調査・競合先の動向分析等を行い、適切なターゲットの絞り込みとポジショニングの設定など、プロモーション及びブランド戦略による誘致活動を展開する。		
32	Ⅱ	②感動を生み出す霧島流「五感再生ツーリズム」	②価値の伝達と観光客の誘致	・市場のニーズやマーケットなどの情報収集	観光宣伝事業 観光客誘客事業	観光課	情報収集については、県及び県観光連盟からの情報や、エージェントによるアンケート結果、観光関係新聞、雑誌等により行っている。	外部による調査結果を参考にプロモーション活動を行っているが、より効果的に行うには、霧島市独自の調査結果が必要である。	調査等で得られた情報を分析し、霧島市のどのようなものが価値として感じているか、わかりやすく視覚化し、プロモーション活動に生かしていく。		
33	Ⅱ	②感動を生み出す霧島流「五感再生ツーリズム」	②価値の伝達と観光客の誘致	・マーケティング環境の変化に対応したアプローチ	観光宣伝事業 観光客誘客事業	観光課	関係機関によるマーケティング調査の結果を参考にし、効果的なプロモーション活動に取り組んでいる。	外部による調査結果を参考にプロモーション活動を行っているが、より効果的に行うには、霧島市独自の調査結果が必要である。	来訪者へのアンケートやモニターツアーの調査を行い、外から見た霧島市の評価を視覚化し、より効果的なプロモーション活動につなげる。		
34	Ⅱ	②感動を生み出す霧島流「五感再生ツーリズム」	②価値の伝達と観光客の誘致	・共感連鎖を生み出すための情報発信の効果的なマネジメント	マスコミを利用した広告事業 観光宣伝事業	観光課	市観光協会等関係団体と連携し、ホームページやマスコミ、インターネット等各種メディア等を通じ、効果的な情報発信を行っている。	限られた予算や掲載スペース、情報量等の中で、より有効な観光誘致に繋がる情報が発信できているか、調査する必要がある。	最新の情報や魅力ある情報をマスコミやエージェントに流し、記事掲載や旅行商品等を促すなど、来訪プロセスに応じた「ひと」の心を動かすプロモーションを行う。		
35	Ⅱ	②感動を生み出す霧島流「五感再生ツーリズム」	②価値の伝達と観光客の誘致	・観光、農工商、関係者など様々な団体と連携したプロモーション	観光客誘客事業 特産品協会運営事業 観光関係各種協議会等参画事業	観光課	「いざ霧島キャンペーン実行委員会」及び「霧島高原自然体験ツーリズム協議会」等を中心にそれぞれの事業計画に基づき、プロモーション活動を行っている。	観光と商工業の連携については少ない状況であり、受入環境や観光コースの造成など未整備である。	自然資源に頼った観光から、新たな需要創造と価値づくりを見出し、霧島に潜在している資源にも目を向けながら、農工商との連携を図らなければならない。		
36	Ⅱ	②感動を生み出す霧島流「五感再生ツーリズム」	②価値の伝達と観光客の誘致	・鹿児島空港定期便就航地などをターゲットにした効果的なプロモーション	マスコミを利用した広告事業 観光宣伝事業	観光課	大都市圏(東京、大阪、名古屋、福岡)へのプロモーション活動が中心となっている。	大都市圏以外へのプロモーションについては、県及び県観光連盟等主催によるセールスも少なく、効果的な成果が達成できないことも考えられる。	定期路線就航地の中でもターゲット地区を定め、観光・経済動向等を見極めながら、観光協会や旅館協会など官民一体となった、より効果的な観光宣伝を展開する。		
37	Ⅱ	②感動を生み出す霧島流「五感再生ツーリズム」	③受け入れ環境の整備	・霧島市観光ガイド連絡協議会の充実・強化	観光ボランティアガイド運営事業	観光課					
38	Ⅱ	②感動を生み出す霧島流「五感再生ツーリズム」	③受け入れ環境の整備	・鹿児島空港を核とした二次アクセスの具体的展開		-				国立公園満喫プロジェクトの中で、具体的なアクセスルートの検討を行っていく。	
39	Ⅱ	②感動を生み出す霧島流「五感再生ツーリズム」	③受け入れ環境の整備	・国内外の観光客が分かりやすい観光地へのルート案内	観光案内板・電照看板設置事業	観光課	航空機やJRを利用し、鹿児島を訪れた観光客に対して、霧島市への観光誘致を図るため、霧島市内の主要道路や駅等に観光案内板を設置している。	主要観光施設については整備済みであるが、これまでもわかりにくい若しくは案内がない等の意見がある。また、外国語表記についても未整備の場所がある。	これまでの表記で分かりにくい箇所等を調査し、新設を含め検討していく。また外国語表記についても整備を進める。		
40	Ⅱ	②感動を生み出す霧島流「五感再生ツーリズム」	③受け入れ環境の整備	・国際航空路線を有する空港所在地の強みを活かしたインバウンド対策の推進	外国人観光客誘致促進事業	観光課	外国人観光客数については順調に推移しており、就航している4定期路線国へのセールスも県及び県観光連盟主催分に併せて実施している。	海外への情報発信やホームページの充実など、効果的なプロモーションの展開が必要である。また、受入態勢の整備・充実強化も図る必要がある。	引き続き、相手国のニーズに応じたセールスポイントを理解しながら、効果的なプロモーションの展開や現地キーパソンとの関係強化を図っていく。		
41	Ⅱ	②感動を生み出す霧島流「五感再生ツーリズム」	③受け入れ環境の整備	・マーケットと「五感再生ツーリズム」の地元実践者等を繋ぐコーディネート体制の構築		-				DMO設立の有無等を検討する中で、コーディネート体制の構築も併せて検討していきたい。	
42	Ⅱ	③地元の学生や若者・女性と地元の企業を繋ぐ地元就職マッチング	①学生就職支援プロジェクト	・地元の企業を知る機会としての企業見学会・企業説明会など情報提供機会の充実		商工振興課	合同企業説明会や工場見学会等を開催し、情報提供機会の充実に努めている。	地元指向について、高校生は高まりつつあるが、大学生は依然として低い状況にある。	高校生・大学生等が地元企業に興味を持ってもらえるように、さらに情報提供機会の充実に努めるとともに、今後においても継続的に合同企業説明会や工場見学会を実施する。		
43	Ⅱ	③地元の学生や若者・女性と地元の企業を繋ぐ地元就職マッチング	①学生就職支援プロジェクト	・企業と連携したインターンシップの推進		商工振興課	高校・大学等と企業との間でインターンシップを実施している。	インターンシップを実施している企業は少数である。	高校・大学等・企業と連携し、てインターンシップの受け入れ推進を図る。		
44	Ⅱ	③地元の学生や若者・女性と地元の企業を繋ぐ地元就職マッチング	②女性や若者が活躍できる雇用環境支援プロジェクト	・ハローワークなど雇用相談や就職情報の提供		商工振興課	企業の求人と求職者のマッチングを図るために、ハローワーク分と連携しながら、就労支援に努めている。	有効求人倍率が1.00倍を超え、雇用の確保が難しくなっている。	ハローワーク分をはじめとする関係機関と連携し、求職者に対して、誘致企業等に働きかけて雇用確保に努めるとともに、IJUターナー等の情報収集を行う。		
45	Ⅱ	③地元の学生や若者・女性と地元の企業を繋ぐ地元就職マッチング	②女性や若者が活躍できる雇用環境支援プロジェクト	・安心して働くための職場環境改善への啓発促進		商工振興課 企画政策課	毎年、市内事業所向けにセクハラやワーク・ライフ・バランス等の取組についてアンケート調査し、取りまとめた報告書をフィードバックしている。	事業所において、仕事と生活の調和や、男性の子育て・介護等への参画が主体的に行われるよう、後押しする取組が必要である。	女性が活躍する場の拡大・定着のため、企業等に対するインセンティブの充実を図る。		
46	Ⅱ	③地元の学生や若者・女性と地元の企業を繋ぐ地元就職マッチング	②女性や若者が活躍できる雇用環境支援プロジェクト	・就職への意欲をかなえるスキルアップの機会の充実		商工振興課 企画政策課	就職支援のスキルアップ講座等は実施していない。	国・県補助事業の活用や商工会議所・産学金官連携等により雇用創出に繋がる取組の情報収集と実施可能事業を整理する必要がある。	国・県補助事業の活用や商工会議所・産学金官連携等により雇用創出に繋がる取組の情報収集と実施可能事業を整理した上で、早急に対応したい。		
47	Ⅲ	①人生の喜びを実感できる結婚・妊娠・出産・子育て支援	①出会いの場の創出	・企業や団体等と連携した婚活イベントの実施や参加の促進		- 企画政策課	企業や団体等と連携した定期的な婚活イベント等は実施していない	①国・県補助事業の活用や②地域婚活サポーター・企業内婚活サポーターとの連携、③県事業との連携など出会いの場の創出に繋がる取組に係る情報収集と実施可能事業の優先順位を整理する必要がある。	①国・県補助事業の活用や②地域婚活サポーター・企業内婚活サポーターとの連携、③県事業との連携など出会いの場の創出に繋がる取組に係る情報収集と実施可能事業の優先順位を明確にした上で、早急に対応したい。		
48	Ⅲ	①人生の喜びを実感できる結婚・妊娠・出産・子育て支援	①出会いの場の創出	・既存のボランティア活動やイベントなどを通じた出会いの場の創出		- 企画政策課	既存のボランティア活動やイベントなどを通じた出会いの場の創出は試みていない	①国・県補助事業の活用や②地域婚活サポーター・企業内婚活サポーターとの連携、③県事業との連携など出会いの場の創出に繋がる取組に係る情報収集と実施可能事業の優先順位を整理する必要がある。	①国・県補助事業の活用や②地域婚活サポーター・企業内婚活サポーターとの連携、③県事業との連携など出会いの場の創出に繋がる取組に係る情報収集と実施可能事業の優先順位を明確にした上で、早急に対応したい。		
49	Ⅲ	①人生の喜びを実感できる結婚・妊娠・出産・子育て支援	①出会いの場の創出	・若者に対する結婚の喜び・素晴らしさに関する情報の発信		- 企画政策課	若者に対する結婚の喜び・素晴らしさに関する情報の発信は行っていない。	若者に対する結婚の喜び・素晴らしさに関する情報の発信の必要性について再検討する必要がある。	出会いの場の創出に向けて、どのような内容を情報発信すべきか再検討することとする。たとえば、イベント等の広報やどのような経緯で出会い結婚に至ったといった経緯をコラム的に発信する...		

総合戦略の該当箇所					関連事業		総合戦略と関連事業の整理			
No	基本目標	基本的な方向性	具体的な施策	想定される取組	関連事務事業等	担当課名	現状と課題		今後の方針等	備考
							現状	課題		
50	Ⅲ	①人生の喜びを実感できる結婚・妊娠・出産・子育て支援	②妊娠・出産の希望をかなえる環境づくり	・母子保健サービスの充実や不妊治療など各種支援制度の周知と利用促進		健康増進課	不妊治療費の助成については、県の助成金を控除した自己負担の一部を助成し、1組の夫婦に対し、1回の治療につき15万円までを通常6回助成している。更に、更に、平成28年度から男性不妊治療も助成対象とした。粉ミルク支給事業については、HTLV-1に感染した母親や他の病気で母乳を与えられない母親から出生した児、多胎児の第一子を除く児、非課税世帯でかつ2000g以下の児について1か月3,000円の粉ミルク支給券を交付している。	他市町村によっては、受診時の交通費等について助成している市町村もあり、経済的負担の軽減を考慮する余地はある。粉ミルク支給事業については、HTLV-1への感染予防だけでなく、子育て支援、低所得者支援等幅広い視点から、対象者の検討が必要である。	不妊治療の現状把握や他市町村、国の動向を見ながら不妊治療の助成内容を検討する。粉ミルク支給事業については、HTLV-1への感染予防のためだけでなく、幅広い視点から、ミルク支給対象者の検討が必要である。	
51	Ⅲ	①人生の喜びを実感できる結婚・妊娠・出産・子育て支援	②妊娠・出産の希望をかなえる環境づくり	・妊娠や出産に対する不安や悩みを解消するための相談体制の充実		健康増進課	妊娠前から、子育て期まで切れ目のない支援に努めているが、支援が必要な母子を把握し、継続した支援が十分できていない。晩産化や転入者が多いなどの現状があり、近くに支援してくれる家族等がない母子もいるため、出産直後の母子への心身のケアや育児のサポートのニーズがある。	母子の支援管理をする専任の母子コーディネーターを置かないと、対象者の支援管理は難しい。産後に十分な支援がもらえない母子に対して、産後ケア事業等の支援体制を構築する必要がある。	リスクの高い母子について、切れ目のない支援をするために、支援管理をする母子コーディネーターを配置する必要がある。産後の支援体制の充実を図る必要がある。(平成29年10月から産後ケア事業開始予定)	
52	Ⅲ	①人生の喜びを実感できる結婚・妊娠・出産・子育て支援	②妊娠・出産の希望をかなえる環境づくり	・企業などと連携した、働く場における妊娠・出産へのサポート体制の充実		健康増進課	企業などと連携した働く場における妊娠、出産へのサポート体制はできていない。	企業へ対して、すこやか保健センターが子育て世代包括支援センターであることの周知をする必要がある。	企業へ対して、すこやか保健センターが子育て世代包括支援センターであることの周知を図る。	
53	Ⅲ	①人生の喜びを実感できる結婚・妊娠・出産・子育て支援	③子育てをみんなで支える環境づくり	・多様な保育ニーズに応じたきめ細やかな支援体制の充実	・時短保育事業・延長保育促進事業・病児、病後児保育事業・放課後児童健全育成事業・子育て一時預かり事業・障害児保育支援事業・児童福祉関係施設整備事業・保育士等処遇改善事業	子育て支援課	就労している保護者の様々な不安解消が図られ、利用者は年々増加している。	実施施設の拡充、環境整備、実施園数の増加、保育士の確保が必要。	子育てと仕事の両立支援の為に、多様な保育サービスの提供体制を確保する。	
54	Ⅲ	①人生の喜びを実感できる結婚・妊娠・出産・子育て支援	③子育てをみんなで支える環境づくり	・子どもの成長過程に応じた各種相談や子育て支援に関する情報発信の充実	・子育て支援センター管理運営事業	子育て支援課	子育て親子の交流の場の提供や交流の促進、子育てに関する相談・援助・子育て情報の提供を行っている。	保護者の相談等に対応できる体制。気軽に来られる環境づくりが必要。	地域の特色を生かし、センター同士の連携を図る。	
55	Ⅲ	①人生の喜びを実感できる結婚・妊娠・出産・子育て支援	③子育てをみんなで支える環境づくり	・地域や職場ぐるみによる子育て支援の推進	・ファミリーサポートセンター事業	子育て支援課	地域で子育てを応援する環境づくりを行っている。	積極的な広報活動・情報提供が必要。	多様なニーズに対応できる環境を作る。	
56	Ⅲ	②子どもの夢と豊かな心を育む教育の推進	①子どもたちの夢をかなえる機会の提供	・外国人観光客への案内が出来る英語教育等の推進による学力の向上と豊かな心や個性を育む教育の充実	・小学校英語教育推進事業	学校教育課	小学校3・4年における外国語活動を全市的に実施した。学力向上に向けての指導・人権教育等を実施した。	平成29年度の研究協力校における「小学校高学年の英語教育の教科化」に向けて、研究校の取組を充実させる必要がある。	事前に公開授業を行うなどして、平成30年度の全市的な教科化がスムーズに行えるようにする。	
57	Ⅲ	②子どもの夢と豊かな心を育む教育の推進	①子どもたちの夢をかなえる機会の提供	・地産地消を目指した食育の推進による健やかな体を育む教育の充実	・学校給食センター運営事業 ・分地区区小中学校給食単独調理場運営事業	学校給食課	地場産物の活用のため、地元の生産者組織や物産館、農家からの納入を増やし、安全・安心な給食を提供することで、地産地消による食育の推進に努めている。	地元の農家数や収穫量が減少傾向にある中で、地産地消の推進のために、地場産物の使用比率を高めていることが課題である。	関係課等との連携を深め、引き続き地場産物を活用した郷土料理の提供などを通じて、食育の推進による教育の充実を図っていく。	
58	Ⅲ	②子どもの夢と豊かな心を育む教育の推進	①子どもたちの夢をかなえる機会の提供	・家庭や地域の教育力の向上と子どもの自立を地域全体で支える環境づくりの推進	・キャリア教育・進路指導推進事業	学校教育課	「9年間を見通したキャリア教育」及び、「中学校進路指導」の充実に向けているものの、現状として高校卒業後の地元企業への就職率が著しく低い傾向が見られる。その要因として、地元企業のよさが小中学生やその保護者にあまり知られていない。	子供たちが社会の中で、自立して生きていくために必要な力を育てていく必要がある。そのためには、地元企業で働く人々と接する機会をもたせ、小・中学生の頃からそのよさに気付かせ、進路選択の幅を広げることが肝要である。	中学生の挑戦！「霧島ごと維新」事業を通して、地元企業と教師・生徒・保護者をつなぐ相互交流を実施し、地元で働くことへの理解を深め、生徒の将来の展望の中に、地元「霧島」で働きたいという思いが刻み込まれるようにする。	
					・基礎教育総合支援事業 ・きりしまっ子立志推進事業 ・わんぱく！きりしまっ子自然体験事業 ・青少年地域体験活動開催事業 ・学校応援団推進事業 ・ふたば会活動推進事業	社会教育課	地域全体で子どもを見守り育む環境づくりを図り、心と体のバランスのとれた青少年の育成を図るため、「教育振興基本計画」に基づいて各種事業を実施。	子どもの夢と豊かな心を育む教育の推進を図るため、多くの参加者が得られるようにさらに魅力ある活動内容に工夫する必要がある。	各事業を通して、家庭の教育力や地域の教育力の向上を図り、地域全体で青少年を育てようという気運を高める。	
59	Ⅲ	②子どもの夢と豊かな心を育む教育の推進	①子どもたちの夢をかなえる機会の提供	・生涯スポーツ、文化芸術に親しむための環境づくりの充実と交流人口の拡大		スポーツ・文化振興課	運動をする子どもとしない子どもの二極化が進んでいる。また、スポーツ活動をする子どもたちにとって、スポーツ活動領域の選択肢は広がっている。一方でスポーツ活動に対する経済的負担や親の価値観が変化しつつある。	学校や地域でのスポーツ指導者不足。民間のスポーツクラブの指導者やスポーツ経験豊かな外部人材を学校や地域で活用するためのマッチング方法、生活スタイルといわれる子ども達の「屋内傾向」の意識改善、運動習慣を身に付けさせるための家庭への啓発や地域の役割の整理が必要である。	子どもたちにとって、スポーツを継続的に行うことは心身の発達にとって大切なことである。スポーツを正しく実践することによりスポーツ文化を理解することは、精神的にも身体的にも望ましい効果が期待できる。霧島市における子どもたちの育成は、霧島市スポーツ振興計画の「スポーツを通じた健やかな子どもの育成」を基本として推進する。	
					・児童生徒芸術鑑賞会事業	スポーツ・文化振興課	全児童生徒が小学校で通常2回、中学校では1回、一流の芸術文化に触れる機会を設けている。	各学校体育館を会場としていることから、一流の芸術文化を鑑賞する環境を整える必要がある。	体育館を会場とすることに課題はあるものの、より多くの児童生徒に一流の芸術文化に触れる機会を提供し、未来を担う子供たちの豊かな心を醸成することが重要であると考える。	
60	Ⅲ	②子どもの夢と豊かな心を育む教育の推進	①子どもたちの夢をかなえる機会の提供	・鹿児島国体や東京オリンピック・パラリンピックに向け、市民一体となった健康づくりへの機運の醸成		スポーツ・文化振興課	鹿児島国体の霧島市開催は「サッカー(女子)・ハンドボール・馬術・剣道・銃剣道・ゴルフ(成年男子・少年男子)」の6正式競技と、公開競技でグラウンド・ゴルフ、そして、デモンストレーション競技でパークゴルフ及びジャズ体操が開催予定である。現在、先催自治体の実施状況を調査中。市はスポーツ・文化振興課内に国体準備室、庁内に国体推進委員会、及び霧島市実行委員会を設置し本格的に準備に取り掛かっている。	県は競技会場に「既存施設の活用」を打ち出しているが、経年した施設群は老朽化が顕著だったり、現在の競技基準にそぐわない施設がある。それらの改修等にかかる予算の確保が課題。また、市民や子ども達に夢を与え、レガシー(遺産)として未来に誇れるスポーツ環境づくりが課題。さらに、国体開催を霧島市の地域づくりにいかにつなげていくかが課題。特に、馬術競技においては常設か仮設かが決定しておらず早急に結論を出し準備を進める必要がある。	158の組織団体からなる実行委員会を主体として、霧島市開催の種目等を市内社会体育施設及び学校施設において啓発に努めるとともに、霧島のすばらしさを感じることで、できるような心のこもったおもてなしを検討し、美しく雄大な自然や豊かな食文化、先人より受け継いできた文化や伝統など、霧島の誇れる魅力を全国に発信する。	
61	Ⅳ	①住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成	①地域特性を活かしたまちづくり	・地域が自主的に地域を創生していくための「地域まちづくり計画」の推進	地域まちづくり支援事業	市民活動推進課	地区自治公民館が主体となり、地域の特徴を活かしたテーマや目標を設定し、その実現に向けた地域づくりを進めるためのビジョンとして「地域まちづくり計画」を策定している。	・限界集落と呼ばれる一部地域において、策定が困難となっている。 ・策定が進むにつれ、行政に対する要望案件も増加しており、対応が難しくなっている。	「地域まちづくり事業実施計画」に記載された事業(要望)に対する取組については、地域の理解も得ながら、関係各課と認識の統一等を図り推進していく必要がある。	
62	Ⅳ	①住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成	①地域特性を活かしたまちづくり	・地区自治公民館の相互連携による情報の共有や新たな取組の推進	自治公民館連絡協議会運営事業	市民活動推進課	地区自治公民館の活性化と円滑な運営を目指し、霧島市自治公民館連絡協議会や各地区自治公民館連絡協議会において研修等を行い、相互の連携・親睦を図っている。	情報の共有化は図られてきているが、相互連携による取組となると、まだこれからといったところである。	地区自治公民館の相互連携による取組への支援を行い、地域の活性化を図る。	
63	Ⅳ	①住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成	①地域特性を活かしたまちづくり	・活力あるまちづくりを目指し、お互い協力しながら取り組む地域活動への支援	・地域振興補助事業 ・地区活性化支援事業	市民活動推進課	地域が自主的に取り組む各種事業(活動)に対し、補助を行っている。(簡易給水施設、共同墓地、スポーツ施設、集会所施設、無線・有線放送施設等の整備、地域行事等)	少子・高齢化や過疎の進行、自治会への加入率の低下など地域を取り巻く環境は年々厳しくなっており、人的・財政的な面からも活動が困難な地域も出てきている。	地域の実情を見極めながら支援の充実を図るとともに、相互連携による取組を推進する。	
64	Ⅳ	①住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成	①地域特性を活かしたまちづくり	・地域おこし協力隊、集落支援員等による自治活動支援の促進	元気なふるさと再生事業	地域政策課	市内89地区のうち、12地区自治公民館が高齢化率5割以上、いわゆる限界集落となっており、5地区には1名ずつ集落支援員を配置している。	高齢化率が5割を超え、地域活動が困難な状況になりつつある集落は、年々増加傾向にある。	地域おこし協力隊の導入については、受け入れ体制の確立など、慎重に検討を進める。	

総合戦略の該当箇所					関連事業		総合戦略と関連事業の整理			
No	基本目標	基本的な方向性	具体的な施策	想定される取組	関連事務事業等	担当課名	現状と課題		今後の方針等	備考
							現状	課題		
65	IV	①住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成	②安心・安全なまちづくり	・防犯・防災の体制整備及び重要性に係る普及・啓発	・自主防災組織育成事業	安心安全課	市の管理する自転車駐車場への防犯カメラの設置。防災出前講座を実施し、防災の重要性について啓発している。	緊急時の関係機関での協力体制の充実。出前講座の開催依頼は以前に比べ増えてきているが、新規団体の開催依頼を増やしていく。	公共施設への防犯カメラの設置促進と緊急時の関係機関との連携強化を図る。防災出前講座を広く市民に周知し、新規団体の出前講座の開催回数を増やしていく。	
66	IV	①住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成	②安心・安全なまちづくり	・自主防犯・防災組織の活動充実	・防犯パトロール隊支援事業 ・自主防災組織育成事業	安心安全課	既存の防犯パトロール隊から防犯パトロール用品の再支給がある。 自主防災組織の組織率は100%と高いものの、各組織間での活動には差がある。	パトロール隊の活動の活性化を図る。未結成地域への結成促進に取り組む。 自主防災組織の活性化を図る必要がある。	広報活動・各種キャンペーンの実施により、市民の防犯への意識高揚を図る。 パトロール隊の活動の活性化を図るために、新規、既存ともに意欲的に活動を行っている団体に助成する。 出前講座を活用しながら自主防災組織の活性化を図り、活動を充実させる。また、新たな組織の結成も推進していく。	
67	IV	①住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成	②安心・安全なまちづくり	・関係機関の相互応援体制の充実・強化	・防災訓練事業	安心安全課	隔年で総合防災訓練を実施しており、自衛隊、警察、その他関係機関にも参加してもらい相互応援体制の充実・強化に努めている。	実際の災害時に対応できるよう多くの市民にも参加してもらう。	引き続き関係機関と連携を取りながら、総合防災訓練を隔年で実施し、今以上に相互応援体制の充実・強化に努める。	
68	IV	①住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成	②安心・安全なまちづくり	・災害等に対応した情報伝達網の充実	・防災行政無線運営事業	安心安全課	平成22年度～平成26年度にかけてデジタルの防災行政無線を整備し、屋外拡声子局を市内に22基設置した。また、地区自治公民館等が整備したコミュニティ無線と防災無線との接続を行い、各家庭で防災情報が聞ける環境が整いつつある。 合併前にアナログで整備された移動系防災行政無線は、耐用年数を経過しており修繕のための部品調達に苦慮している。	コミュニティ無線未整備地区に対してどう働きかけていくか。合併前にアナログで整備された移動系防災行政無線について、今後整備方針を検討する。	市民活動推進課と連携しながら未整備地区へコミュニティ無線の整備を依頼すると共に防災無線との接続についても理解を得ながら実施していく。 合併前にアナログで整備された移動系防災行政無線について、今後、検討された整備方針に従って整備していく。	
69	IV	①住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成	③医療体制の充実	・霧島市医師会医療センターの機能充実		健康増進課	始良・伊佐保健医療圏における中核病院としての役割を担っている。	施設の老朽化が著しく、施設整備が必要である。 医師不在のため未開設の診療科がある。	地域医療の現状と医療センターの将来の見通しなどを踏まえ、地域医療構想との整合性に配慮しながら、中長期的な視点で対策を講じる必要がある。	
70	IV	①住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成	③医療体制の充実	・医療機関の連携による救急医療、小児医療体制の充実		健康増進課	小児科・内科の夜間救急診療や二次救急の病院群輪番制などに加え、循環器系疾患及び脳疾患の救急体制を構築している。また、日曜日における歯科救急医療体制も構築している。	小児科・内科の夜間救急の対応が、準夜帯(平日23時まで、土日祝22時まで)であり、診察時間帯の拡大など検討する必要がある。 救急でなく軽症での受診等が問題であり、適正受診を周知を図る必要がある。	始良地区医師会と連携し、救急医療体制の充実に努める。	
71	IV	①住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成	③医療体制の充実	・在宅医療やかかりつけ医などの推進		健康増進課	霧島市H28年度市民意識調査より かかりつけ医を決めている市民の割合は、57.5% かかりつけ歯科医を決めている市民の割合は、63.8% かかりつけ薬局を決めている市民の割合は、29.0% 広報等での啓発を実施しているが、昨年よりかかりつけ医等を決めている市民が少なくなった。特にかかりつけ薬局を決めている市民の割合は、29.0%と低い状況である。	市民へのかかりつけ医等についての普及啓発が十分でない。	健康管理のためにかかりつけ医等の必要性について、関係機関との連携を図りながら普及啓発を行う。 広報等でのかかりつけ医等の推進を図る。	
72	IV	①住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成	④高齢者・障がいのある方が生き生きと暮らせる地域づくり	・高齢者、障がいのある方の地域活動への参加促進や就業・就労支援	・ボランティアセンター・ボランティアバンク運営事業 ・老人クラブ連合会支援事業 ・ボランティア・ポイント制度	長寿・障害福祉課	障がい者の自立した生活を支えるための予算(扶助費)が年々増大する一方、障がい者を支える家族が高齢化したり、支援困難な事例が増えたりしている。 高齢者や障がい者が、社会に貢献し、元気に役割を持って活躍できる機会や場が創られつつある。	支援困難ケースの課題解決を図り、地域の障がい者支援事業所等を有機的に連携させる「障がい者基幹相談支援センター」の設置が急務だが、財源がない。 ボランティア活動への参加者を増やすために、参加のきっかけづくりが必要である。	第4期障害福祉計画では平成29年度を目途に基幹相談支援センターを設置する方針としている。 ボランティア活動を支援することによって地域の互助活動を活性化し、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアの推進を図る。	
73	IV	①住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成	④高齢者・障がいのある方が生き生きと暮らせる地域づくり	・シルバー人材センターと連携した高齢者の社会参加促進	・シルバー人材センター運営支援事業	長寿・障害福祉課	高齢者の就業機会を確保し、生きがいの充実や社会参加の促進が図られている。	最近の景気動向が向上しつつあるため、業務の受注件数が漸増している。それに伴い、シルバー人材センター会員数が増加傾向にあるが、さらなる会員増に努める必要がある。	高齢者の就業機会を確保し、社会参加を促進することが高齢者福祉に繋がるものと考えられるため、引き続きシルバー人材センターの運営の支援を行う。	
74	IV	①住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成	④高齢者・障がいのある方が生き生きと暮らせる地域づくり	・住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくりとサービスの充実	・配食サービス活用事業 ・すこやか配食サービス(障がい者分) ・生活支援型ホームヘルプサービス事業 ・いきいきチケット交付事業	長寿・障害福祉課	高齢者や障がいのある方に対して、本人の状態に応じたサービスが提供されているが、不足している部分もある。	生活支援サービスについては、本人の状態を把握し、本人ができること・工夫すればできること等を確認し、単なる「援助」とならないよう注意が必要である。	住み慣れた地域の中で安心して暮らせるよう、本人の状態に応じた生活支援体制の整備を行う。	
75	IV	②既存ストック活用による小さな拠点等の形成	①住民のよりどころとなる小さな拠点形成	・地域の実情分析や“小さな拠点”に必要なとされる機能の調査・研究		市民活動推進課 財産管理課 企画政策課	小さな拠点の必要性は認識しているものの、具体的な検討がなされていない。	担当部署間の連携が希薄であり、また地域の優先順位が明確にされていない。	関係部署の連携を深めるために、小さな拠点形成に向けた合意形成の場を設ける。	
76	IV	②既存ストック活用による小さな拠点等の形成	①住民のよりどころとなる小さな拠点形成	・総合支所などの公共施設の利活用による新たな機能の充実						
77	IV	②既存ストック活用による小さな拠点等の形成	①住民のよりどころとなる小さな拠点形成	・“小さな拠点”を核とした新たなコミュニティづくりの推進		地域政策課 市民活動推進課	周辺地区では、行政機能の集約を図る庁舎整備を行っているものの、具体的な「小さな拠点の形成」には至っていない。	「小さな拠点を核とした新たなコミュニティ」の必要性について、官民一体となって協議する必要がある。	引き続き協議する必要がある。	
78	IV	②既存ストック活用による小さな拠点等の形成	②空き家・空き店舗の利活用	・空き家・空き店舗に関する情報収集及び提供		地域政策課 商工振興課	それぞれの部署で情報を把握している。 それぞれ独自に取組んでいる。	情報の一元化が必要である。 連携が必要である。	庁内の関係課間の連携を深め、情報を一元化するとともに政策間連携を図るための準備が必要である。	
79	IV	②既存ストック活用による小さな拠点等の形成	②空き家・空き店舗の利活用	・空き家・空き店舗を活用した地域活性化に係る取組への支援		地域政策課 商工振興課	それぞれの部署で情報を把握している。 それぞれ独自に取組んでいる。	情報の一元化が必要である。 連携が必要である。	庁内の関係課間の連携を深め、情報を一元化するとともに政策間連携を図るための準備が必要である。	
80	IV	②既存ストック活用による小さな拠点等の形成	②空き家・空き店舗の利活用	・大学と連携した空き家・空き店舗利活用の推進					庁内の関係課間の連携。 ニーズの調査。 大学との連携。	
81	IV	②既存ストック活用による小さな拠点等の形成	③公共施設マネジメントの推進	・公共施設の利活用に向けた地域住民のニーズの把握		財産管理課	「霧島市公共施設管理計画」に基づき、平成27年度から平成31年度までの5か年に総量縮減に取り組む第一期実施計画を市の案として決定する。	地域住民の方々への情報提供方法や情報共有する体制を検討する必要がある。	ニーズの把握 効果的な手法の検討・実施 見直しに伴う市民への影響の把握・対応	
82	IV	②既存ストック活用による小さな拠点等の形成	③公共施設マネジメントの推進	・公共施設の多機能化等による民間活力導入や新たな利活用の推進		財産管理課	平成28年度(2月)から平成29年度にかけて、地域座談会を開催し、地域住民の方々意見交換を行っている。	対象施設を検討する際の客観的データを検討する必要がある。	近隣施設の機能重複、利用状況、空きスペースの状況等、施設を総合的に検証し、複合化・多機能化、機能転用等を検討する。 生活に必要なサービスについて空きスペースに民間サービスを誘致することを検討する。	
83	IV	②既存ストック活用による小さな拠点等の形成	③公共施設マネジメントの推進	・新たな維持管理手法の導入による効率的な更新・維持管理の推進		財産管理課		施設所管課や関係課とどのような取組ができるか協議する必要がある。	包括委託やPFI、コンセッション方式などの導入を検討する。	

総合戦略の該当箇所					関連事業		総合戦略と関連事業の整理			
No	基本目標	基本的な方向性	具体的な施策	想定される取組	関連事務事業等	担当課名	現状と課題		今後の方針等	備考
							現状	課題		
84	IV	③公共交通の見直し等による生活利便性の向上及び地域間連携の推進	①地域交通ネットワークの充実	・地域ニーズにあった多様な交通手段の確保	コミュニティバス等運行事業	地域政策課	単人地域を除く市内全域でふれあいバスを、市内2地域(溝辺有川地域、霧島町永水地域)でデマンド交通を運行している。	自家用自動車への依存等による地域公共交通の位置付けの相対的な低下、ライフスタイルの変化に伴う市民ニーズの変化等を背景に輸送人員の減少に歯止めがかからない状況である。	平成27年度に策定した「霧島市地域公共交通網形成計画」に基づき、個別具体的路線見直しに着手する。	
85	IV	③公共交通の見直し等による生活利便性の向上及び地域間連携の推進	①地域交通ネットワークの充実	・総合支所や本庁、空港やJRなど交通結節点を核とした交通網の形成	コミュニティバス等運行事業	地域政策課	JRや路線バスの「広域幹線系統」とふれあいバス及びデマンド交通の「枝線」を拠点で結節させることにより、交通機関相互の連携を図っている。	年間約600万人を超える観光客の回遊性を高めるための移動手段(二次アクセス)の確保、交通拠点の整備等が課題となっている。	平成27年度に策定した「霧島市地域公共交通網形成計画」に基づき、単人駅東の活用を含めた交通拠点の整備及び二次アクセスの強化を図る。	
86	IV	③公共交通の見直し等による生活利便性の向上及び地域間連携の推進	①地域交通ネットワークの充実	・航空路線の確保や拡大に向けた航空機利用の促進		地域政策課	平成29年3月26日より鹿児島空港の運用時間が15時間体制(1時間延長)となった。	地域住民より騒音についての対策が求められている。路線の拡大にあたっては、周辺住民等の理解も求めながら進める必要がある。	国、県や関係機関との連携。	
87	IV	③公共交通の見直し等による生活利便性の向上及び地域間連携の推進	①地域交通ネットワークの充実	・国県道をはじめとする円滑な道路交通ネットワークの形成推進	県営道路整備負担金事業 他1事業	建設政策課	市や市民が要望した国県道の整備事業等を道路法第52条及び地方財政法第27条の規定により、費用の一部を負担している。県営道路整備負担金事業＝平成28年度6工区、県営街路事業負担金事務事業＝平成28年度1工区・2事業。	県も予算確保に苦慮しており、地域の自治会等から県道の整備に関する要望書が多数提出されているが、なかなか事業実施に至っていない路線が多い。	今後も整備状況を考慮しながら、引き続き両事業で整備を進めている道路の完成を求めているとともに、他の要望箇所も早期に実施してもらえるよう取り組んでいく。	
					街路整備事業 他1事業	都市計画課	市民の移動手段の主たるものは自動車であり、市街地における交通量の増大は、道路渋滞の一因となっている。	市内幹線道路の渋滞を解消するため、バイパス道路の整備や地域の拠点施設を結ぶアクセス道路を整備する必要がある。	交通の要衝として、今後も、交通量の増加が予想される。そのため、国道・県道については道路整備のための要望活動を行い、市道については年次計画により改良を進める。	
88	IV	③公共交通の見直し等による生活利便性の向上及び地域間連携の推進	②高齢者や乳幼児を連れて方にやさしい交通環境の整備	・主要な公共交通施設等のユニバーサルデザイン化の推進	JR国分駅バリアフリー化促進事業	地域政策課	関係市(鹿児島市・姶良市)と連携して、県に対し、「JR駅のバリアフリー化に対する協調補助」を要望。本市及び県は、国分駅のバリアフリー化(EV設置)に係る経費(総工費の1/6)を平成29年度当初予算に計上済。	第一次総合計画(前期基本計画)において、「1-1-8 バリアフリーやユニバーサルデザインの推進」を明記していたが、「関係各課がそれぞれバリアフリーを推進していく」との理由により、後期基本計画においては、同基本事業を削除した経緯がある。そのため、バリアフリーを主管(進行管理を行う部署)する部署が存在していない。	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第25条において、「市町村は、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を作成することができる。」旨が明記されている。今後、同基本構想の策定(必要性)を含め検討していく必要がある。基本構想を策定しない場合においても、市内主要交通拠点について計画的にバリアフリー化を講じていく必要がある。	
89	IV	③公共交通の見直し等による生活利便性の向上及び地域間連携の推進	②高齢者や乳幼児を連れて方にやさしい交通環境の整備	・交通バリアフリーマップの作成及び提供			特段の取組は行っていない。	第一次総合計画(前期基本計画)において、「1-1-8 バリアフリーやユニバーサルデザインの推進」を明記していたが、「関係各課がそれぞれバリアフリーを推進していく」との理由により、後期基本計画においては、同基本事業を削除した経緯がある。そのため、バリアフリーを主管(進行管理を行う部署)する部署が存在していない。	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第25条において、「市町村は、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を作成することができる。」旨が明記されている。今後、同基本構想の策定(必要性)を含め検討していく必要がある。基本構想を策定しない場合においても、市内主要交通拠点について計画的にバリアフリー化を講じていく必要がある。	
90	IV	③公共交通の見直し等による生活利便性の向上及び地域間連携の推進	③広域都市連携による特色あるまちづくりの推進	・環霧島会議や錦江湾奥会議における近隣市町との連携推進	環霧島会議 錦江湾奥会議	地域政策課	各々、年2回の会議を開催地持ち回りで実施。事務局は共に霧島市。		引き続き、各専門部会を中心に広域連携を推進する。	
91	IV	③公共交通の見直し等による生活利便性の向上及び地域間連携の推進	③広域都市連携による特色あるまちづくりの推進	・防災連携や広域観光振興など関係自治体との連携推進	環霧島会議 錦江湾奥会議	地域政策課	環霧島会議、錦江湾奥会議に防災分野、観光分野の専門部会を設置し、広域連携を推進している。		引き続き、各専門部会を中心に広域連携を推進する。	
92	IV	④環境と調和したまちづくりの推進	①良好な環境の保全と形成	・豊かな自然環境の保全対策の推進	合併処理浄化槽設置整備事業	環境衛生課	公共用水域の水質保全のため、汲取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進を図っている。	転換については、補助金を上乗せして促進を図っているが、依然として、汲取り便槽及び単独処理浄化槽の世帯が多い。転換対象に高齢者世帯が多く含まれる。	さらなる水質保全のため、新たに賃貸家屋を含め合併処理浄化槽への転換を進めていく必要がある。	
					-	環境衛生課	生物多様性基本法に基づく施策として、また霧島市環境基本計画の環境像を達成するための個別計画として、平成26年3月に「霧島市生物多様性推進プラン」を策定し、生物多様性保全のための各種施策に取り組んでいる。	施策内容が全市横断的なものであり、庁内の関係課との連携を深める必要がある。施策の実施のために、今後時間をかけて調査・研究する必要があるものが多く含まれている。	庁内の関係課との連携を深めるよう努める。施策の優先度の高いものから、順に調査・研究を進めていく。	
93	IV	④環境と調和したまちづくりの推進	①良好な環境の保全と形成	・地域との協働による環境美化活動の推進	環境美化・河川環境保全推進事業	環境衛生課	年度当初、環境美化モデル地区を指定し、年間を通して地域の美化活動に取り組んでいる。校区ごとに環境美化推進員を委嘱し、ポイ捨てゴミの収集や不法投棄の通報など環境パトロールを実施している。	各地域において美化活動に対する温度差があるため、モデル地区の指定が偏る傾向にある。環境美化推進員についても同様に区域及び活動内容について温度差があるように思われる。	定期的に研修会を開催し、地域における情報共有の場を提供する。推進員同士が連携しやすい仕組みづくりを検討する。	
94	IV	④環境と調和したまちづくりの推進	①良好な環境の保全と形成	・アダプト制度等を活用した地域住民や事業者等による環境保全活動への支援	河川景観保全アダプト(里親)制度推進事業	環境衛生課	地域住民、ボランティア団体、企業などが里親になり、水辺の環境保全と美化活動を行った団体に補助金を交付している。	団体数の増加に伴い予算が増加している。河川管理者と協議する必要がある。県が類似事業(水辺のサポート事業)を行っているため調整が必要になる可能性がある。	予算については、コスト削減の観点から補助金の見直しを検討していく。参加団体と連携していくことにより、さらに水辺の環境保全と市民の美化意識の向上に努める。河川管理と道路アダプト制度との連携について調整する。	
95	IV	④環境と調和したまちづくりの推進	①良好な環境の保全と形成	・企業や地域など社会全体での廃棄物の減量化と適正処理の推進	資源ごみ分別収集推進補助事業	環境衛生課	資源ごみの分別回収に携わっている自治体に補助金を交付し、資源ごみの適正排出やごみ置き場の衛生保持を推進している。	資源ごみの分別を推進し、可燃・不燃・粗大ごみの減量化を図るため、引き続き自治会等の協力を得ながらリサイクル率の向上を図る必要がある。	リサイクル率の向上を図ることで、ごみ処理施設の負荷が軽減されることから、これまでの分別収集に加え、古布のステーションでの回収を始めた。しかし、ごみの分別状況を確認すると、まだまだ分別が徹底されていないことから、分別の周知徹底を図って行く必要がある。	

総合戦略の該当箇所					関連事業		総合戦略と関連事業の整理			
No	基本目標	基本的な方向性	具体的な施策	想定される取組	関連事務事業等	担当課名	現状と課題		今後の方針等	備考
							現状	課題		
96	IV	④環境と調和したまちづくりの推進	②環境に配慮した再生可能エネルギーの推進	・本市の地域特性を活かした安心安全な再生可能エネルギー導入の推進	-	地域政策課	発電施設を計画している事業者からガイドラインについての問い合わせや送電線ルート等に関する相談が寄せられている。	ガイドラインに沿った説明会と届出の迅速化を図る必要がある。送電線ルートに関しては市の方針と事業者の考えが一致していないことが多く、その調整に時間を要する。	引き続きガイドラインに沿った速やかな届出の提出を求めるとともに住民や近隣関係者への丁寧な対応を求めている。また、住民の同意が得られたものについては支援をしていく。	
97	IV	④環境と調和したまちづくりの推進	②環境に配慮した再生可能エネルギーの推進	・再生可能エネルギーを活用した地域活性化の推進	エネルギー政策推進事業	地域政策課	それぞれの事業者(発電施設)が個別に市内外からの見学者を受入れている。	霧島市再生可能エネルギー事業者協議会の加入事業者や関係機関の協力を得ながら、地域活性化を図る必要がある。	平成28年度に作成した「霧島市再生可能エネルギー施設パンフレット」をもとに、本市の地域特性(全種類の発電施設が立地している)を積極的にアピールして、市とそれぞれの事業者等が連携して交流人口の増大を図る。	
98	IV	④環境と調和したまちづくりの推進	②環境に配慮した再生可能エネルギーの推進	・再生可能エネルギー発電施設を運営する事業者による連携組織の設立	-	地域政策課	霧島市再生可能エネルギー事業者協議会を設立し、平成27年11月4日に初会合を開催した。平成28年度は6月に開催し、パンフレット作成について話し合った。	再生可能エネルギーを活用した地域活性化策や、自然環境・生活環境の保全対策に、事業者と相互に協力しながら取り組む必要がある。	市を含めて7事業者で設立したが、参加企業を増やしながら地域活性化策や環境保全対策に取り組む。	
99	IV	④環境と調和したまちづくりの推進	③暮らしやすいまちを形成するための基盤整備やインフラ等の維持管理の推進	・都市機能および地域の魅力向上に向けた区画整理事業の推進	麓第一土地区画整理事業 他3事業	区画整理課	3地区とも事業計画に基づき計画的に事業を進めてきている。麓第一、浜之市地区については、仮換地指定もほぼ終わり事業も終盤にきている。また、隼人駅東地区についてはH27年度から道路整備、街区整地工事に入り早期完成を目指している。	浜之市地区は長年交渉が難航していた未整備箇所の交渉、また麓第一地区については、補助期間終了のため、財源確保が課題である。隼人駅東地区は、速やかな事業計画変更と換地交渉が課題である。	・未整備箇所の交渉等の促進。 ・保留地の販売促進。 ・速やかな事業計画の変更(浜之市・隼人駅東地区)を行い、早期完成に努める。	

総合戦略の該当箇所					関連事業		総合戦略と関連事業の整理			
No	基本目標	基本的な方向性	具体的な施策	想定される取組	関連事務事業等	担当課名	現状と課題		今後の方針等	備考
							現状	課題		
100	IV	④環境と調和したまちづくりの推進	③暮らしやすいまちを形成するための基盤整備やインフラ等の維持管理の推進	・暮らしやすいまちづくりを寄与する既存施設や道路をはじめとする土木インフラの効率的な整備や維持・管理の推進	道路維持管理事業他6事業	建設施設管理課	・市道2,434路線、約1,607kmの市道を管理している。 ・高度経済成長期に設置された道路施設の老朽化や経年劣化により不具合が多く発生しており、安心安全な交通確保のために計画的な修繕、更新を行っている。 ・橋梁長寿命化計画に基づき658橋の法定詳細点検を5年に1回行い、計画的な修繕を行っている。 ・劣化した路面舗装の補修を行っているが、補修での対応で追いつかない状況である。 ・通学路として利用されている市道の中には、幅員狭小のうえ歩道も未整備で通行に危険な路線がある。 ・トンネルの中には、損傷による剝離・剥落が発生している箇所がある。	・中山間地域では高齢化が進み地域で草刈りなどが困難になっているので、今後住民参加型の管理を検討する必要がある。 ・道路施設の老朽化により道路維持管理費が増加することから、維持管理業務を効率的かつ効果的にやっていくことが求められる。 ・今後数年の間に更新を必要とする路線が急増することが懸念される。 ・関係機関との連携強化を図り、通学路等における歩行空間の安全確保が必要である。 ・トンネル損傷部の補修を行い、通行の安全確保が必要である。	・アダプト制度の普及・推進を行うなど市民との協働により安全かつ快適な道路環境を維持し、また民間活力の活用についても検討する。 ・霧島市公共施設管理計画の方針に基づき、道路施設の補修方法の検討や新工法の採用を行いながら維持管理費の縮減や平準化を図り、有効な補助事業の活用も検討する。 ・道路施設の状況・点検履歴の情報を電子化することによる維持管理や整備・更新への活用を推進する。 ・橋梁長寿命化修繕計画に基づく計画的かつ予防的管理を行い、橋梁の長寿命化を図る。 ・老朽化した路面舗装について、集中的に修繕・更新を図る。 ・隣接する農業用水路等を活用することによる安全な歩行空間の推進を図る。	
					公園管理事務事業他4事業	建設施設管理課	・城山公園、丸岡公園、国分都市公園17カ所、隼人等都市公園34カ所、合計53カ所について指定管理者が定期的に維持管理を行っている。 ・地域で管理している普通公園は、74箇所であり職員が定期的に遊具等の点検を実施している。また、地域で実施できない施設修繕や繁茂した樹木の剪定は、市が行っている。	・多くの公園が設置年から相当年数が経っており、施設の経年劣化が進み対応に苦慮している。 ・地域が管理している普通公園は、特に利用世代である子供の減少や地域住民の高齢化等の理由により管理が不十分になりつつある現状がある。	・霧島市緑の基本計画に基づき、公園施設長寿命化計画を推進することで市民に憩いの場を提供し、身近な暮らしに根ざした潤いと活力の場の整備に努める。 ・地域の管理している公園については、住民の方と協議しながらお互いの役割分担を確認し、施設の維持管理を継続していく。	
					道路新設改良事業他2事業	土木課	・昨今の交通量の増加に伴い、道路、橋梁の整備等の要望が急増しており、これらの生活道路については、霧島市総合計画の後期基本計画に基づき、計画した市道及び橋梁について、調査設計及び施工を計画的に行っている。	・設計段階において、工法の詳細検討を実施することで、コスト縮減を図っており、継続して事業を行う必要がある。 ・工事用地の取得を進め、事業の進捗を図り、成果の早期発現に努める必要がある。	・道路ネットワークの構築に向けて地域の拠点施設等を結ぶアクセス道路の整備や辺地・過疎地域における、住民の安心安全な移動のための交通手段の確保を図るため、優先順位を考慮しながら道路の整備を計画的に行う。	
					幹線市道整備事業他1事業	土木課	・市内幹線道路の渋滞解消のためのバイパス道路の整備や地域の拠点施設等を結ぶアクセス道路の早急な整備が望まれているため、霧島市総合計画の後期基本計画に基づき、計画した道路ネットワークの市道及び橋梁について、調査設計及び施工を計画的に行っている。	・設計段階において、工法の詳細検討を実施することで、コスト縮減を図っており、継続して事業を行う必要がある。 ・重点路線として、継続的に整備することで早期完成を図る必要がある。	・道路ネットワークの構築に向けて、幹線道路の渋滞解消のためのバイパス道路の整備や地域の拠点施設等を結ぶアクセス道路の整備を計画的に行う。	
					総合治水対策事業	土木課	国分市街地及び国分、隼人地区の天降川流域周辺部で、豪雨時に発生している床上・床下浸水並びに道路が冠水するなどの被害を低減するために、排水施設の新設・改良、貯留施設の整備などによる対策を行い、国分府中地区や国分中央四丁目付近の一部排水路の改良工事を完了している。 また、地形的特性や流域の現状と将来予測、排水施設の現状と課題等を踏まえた「総合治水計画」を策定しており、国分福島地区の排水路整備及び隼人松永地区の、排水機場整備等の事業に取り組んでいる。	「総合治水計画」に基づき事業を継続していくが、事業完了には多大な事業費と、事業実施期間が長期間に渡ることから、該当地区の効果が現れるのに時間がかかる。	計画に基づき、国分福島地区や国分中央地区、並びに隼人姫城地区の浸水対策を進めていけば、隼人見次地区についても排水調査に着手し、浸水被害の軽減に努める。	
					市営住宅維持管理事業	建築住宅課	市営住宅を良好な状態に保ち、入居者に安全で快適な住環境を提供するため、住宅設備の保守点検や修繕等を行っている。	市営住宅の老朽化や管理戸数が多いため、保守点検や修繕等に係る経費が年々増加する傾向にある。	今後、職員数が減少することが予想されることから、様々な手法を用いて市営住宅入居者へのサービスを維持しなければならない。その有効な手法となる指定管理者制度の導入実施を目指す。	
					市営住宅等建替事業	建築住宅課	「長寿命化計画」において、「建替」と位置づけている老朽化し、耐用年数を経過した住宅を対象に、取り壊しを行い、現地又は非現地に新しく施設設備の整った市営住宅等の建設を計画的に行っている。	「公共施設管理計画」との整合性を図りつつ、「長寿命化計画」の見直しを行い、建替団地の計画を検討する必要がある。また、建替の執行については、国の交付金の状況に影響される。	見直しを行った「長寿命化計画」に基づき、計画的に建替えをおこない、住宅環境の整備に努める。	
					まち交街路整備事業	都市計画課	幹線道路ネットワークや交通結節点機能といった軸の形成は発展がみられるものの、軸にアクセスする細道路においては、歩行空間が明確でない区間や幅員狭小区間の存在による自動車のすれ違いが困難な箇所が存在しており、自動車及び歩行者の安全向上が求められる。	街へのアクセス、街中を巡る道路機能の更なる強化と質の改善に取り組む必要がある。 国分中央地区の求心力の回復に向け、商業拠点として魅力ある商業環境や賑わいの創出に向けたハード、ソフトの取り組みを改めて実施する必要がある。	歩行者の回遊性の向上と快適な歩行者空間の整備によりまちとしての総合力・回遊性の向上を図る。 未整備の都市計画道路の早期整備による骨格強化と市民生活に密着した道路等の整備を図る。	
公園整備事業	都市計画課	市民から、交流やふれあいの場として身近に利用できる公園やレクリエーションなどを通じた健康増進の場として広く活用できる公園など多様なニーズの公園整備が求められている。	公園緑地の整備については、「緑の基本計画」に基づき、拡充を図る必要がある。	「緑の基本計画」に基づき、公園・広場等の適正な整備を進める。						
国分隼人地区公共下水道終末処理場及びポンプ場維持管理事業	下水道課	家庭から排出された生活排水を微生物など自然の力で浄化して、錦江湾に放流する国分隼人クリーンセンターと、下水道管が地下深くにならないために、地表近くまで汲み上げて再び自然流下させる施設の中継ポンプ及びマンホールポンプの各種機器の運転操作、監視、保守点検、調整及び修繕等の維持管理を行っている。施設の維持管理は業者に委託して実施しており、現在、2系列で、汚水処理を行っている。	国分隼人クリーンセンターは平成8年に供用開始しており、既に20年を経過しようとしている。これまで定期的な日常点検や修繕を実施してきたが、特にポンプ施設や脱水設備等において経年的な老朽化が認められ、処理施設の機能に支障をきたす可能性がある。 また、処理区域の拡大による流入汚水量の増加に伴い、近い将来、国分隼人クリーンセンターの現有汚水処理能力を超過する恐れがある。	今後も引き続き、定期的な日常及び月例点検などを行い、処理施設の機能維持が図れるよう継続的に維持管理を実施していく。また、下水道長寿命化計画に従い、適切な点検・診断等を行い健全な施設を維持し、長寿命化を推進する。更には、予防的な補修に取り組み、ライフサイクルコスト（建設・維持管理・更新の総費用）の縮減・平準化を図り、併せて新技術等を導入し、維持管理業務の効率化を図る。 また、処理区域の拡大に伴う流入汚水量の増加に対応するため、現在ある2系列に加え、3系列目を増設する。						
101	IV	④環境と調和したまちづくりの推進	③暮らしやすいまちを形成するための基盤整備やインフラ等の維持管理の推進	・多様な都市機能を備えた中心市街地の形成や幅広い世代が集うアミューズメント機能を持った都市空間づくりの推進	中心市街地活性化事業	都市計画課 商工振興課	中心市街地では、商店数が減少する傾向にあり、空き店舗も散見されることなどから、商店街は活性化していないと思われる。	中心市街地を活性化させていくため、各地域の特性を十分に考慮し、商店街・事業所周辺において、賑わいや活力ある街並み整備に取り組む必要がある。 中心市街地はもとより、市内商店街の活性化を促進するため、各通り会の特色を生かしたまちづくりを進める必要があるため、各通り会の特色を生かしたまちづくりを進める必要があ	買い物客の回遊性向上のため、中心市街地整備を行うほか、街なか居住を促進するための取組や少子高齢化に対応した関連施設と連携したまちづくりを進める。 各通り会の特色を生かしたまちづくりを推進するため、イベント事業や街路灯の設置など施設整備事業に対し、支援を	